

# 経済対策臨時福祉給付金

～申請をお忘れなく～

平成29年3月16日発行  
津市臨時福祉給付金窓口

☎229-3397 FAX 229-3334



## 経済対策臨時福祉給付金って何？

平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人への経済的負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として一定額を支給するものです。

### 支給対象者

#### 次の全てを満たす人

- 平成28年1月1日時点において、津市に住民登録のある人(外国人を含む)
- 平成28年度分の市県民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、市県民税(均等割)が課税されている人の扶養親族等や生活保護を受給している場合などは、対象になりません。

【扶養親族等とは…税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者を含む)、青色事業専従者および白色事業専従者】

### 支給額

支給対象者1人につき1万5,000円

### 申請書等の発送

支給対象と思われる人がいる世帯へ市民税課からの税のお知らせと同封し、3月15日(水)に発送しました。

※申請書等が届いても、支給対象にならない場合があります。

### 申請方法

申請書等と同封の返信用封筒で提出してください。

**申請期間 3月15日 水 ～9月15日 金 ※当日消印有効**

### ⚠ 注意事項 ⚠

- 平成28年1月1日以降に亡くなった人は、対象になりません。
- 原則として、申請期間外の申請や、平成28年1月1日時点で津市に住民登録のない人の申請は受け付けできません。
- DV被害者や、児童福祉施設に入所している児童などで、他の市区町村から住民登録を移さずに津市にお住まいの人は、津市で申請できる場合がありますので、ご相談ください。
- 給付金の支給は、申請を受け付けてから約1カ月半後の振り込みになりますのでご了承ください。



## お問い合わせは…

- 津市臨時福祉給付金窓口専用ダイヤル

☎229-3397(8時30分～17時15分) ※土・日曜日、祝・休日を除く

- 厚生労働省の相談窓口専用ダイヤル

☎0570-037-192(9時～18時)



カクニンジャ